

市職員の任命・給与などを公表します

人事課 ☎ (88) 9116



市の人事行政を運営する上で、公平性と透明性を保つため「須賀川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の任免・給与などに関する概要をお知らせします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

① 採用試験の結果

区分	受験 応募者	1次試験 受験者(A)	1次試験 合格者	最終 合格者(B)	競争倍率 (A)/(B)	
						区 分
大学卒程度	一般行政	64	58	18	12	4.8
	土木	8	7	1	1	7.0
	建築	2	2	2	2	1.0
	電気	4	4	1	1	4.0
高校卒程度	学芸員	7	6	3	2	3.0
	一般事務	31	30	11	5	6.0
	保育教諭	22	20	8	4	5.0

※令和元年度に実施した採用試験の結果と、その試験により採用した職員数

② 事由別退職者数

区分	定年	勸奨	自己都合	死亡	懲戒	合計
一般行政職	9	1	3	0	1	14
技能労務職	0	0	0	0	0	0
合計	9	1	3	0	1	14

※平成31年4月1日から令和2年3月31日までに退職した職員数

(2) 職員数の推移

部門	区分	職員数		対前年 増減数
		R2	H31	
一般行政部門	一般行政部門(福祉除く)	276	266	10
	福祉関係	150	154	▲4
	小計	426	420	6
特別行政部門	教育	112	108	4
	小計	112	108	4
	水道	18	19	▲1
公営企業等会計部門	下水道	19	19	0
	その他	25	24	1
	小計	62	62	0
合計		600	590	10

※1 定員管理調査における職員数

※2 定員管理上、水道・下水道・その他(国保、介護など)は公営企業等会計部門に含む

2 職員の給与の状況

(1) 総括(令和元年度の人件費の状況)

① 須賀川市(普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件费率(B/A)
40,331,192千円	4,356,692千円	10.8%

② 水道事業(公営企業会計決算)

総費用(A)	純損益又は 実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)
1,529,937千円	152,977千円	134,673千円	8.8%

※1 人件費は、特別職に支給される給料、報酬などを含む

※2 普通会計は、総務省が定めた統一基準により用いる統計上の会計区分

(2) 職員の平均給料月額、平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	316,700円	41.3歳
技能労務職	331,800円	56.1歳

※「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均

(3) 職員手当の状況(令和2年4月1日現在)

① 期末・勤勉手当(職制上の段階による加算措置 有)

区分	期末手当		勤勉手当		合計
	6月期	12月期	6月期	12月期	
須賀川市	1.275月分	1.275月分	0.950月分	0.950月分	4.45月分
国	1.300月分	1.300月分	0.950月分	0.950月分	4.50月分

② 退職手当

支給率	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
勸奨・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分

(4) 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区分	市長	副市長	議長	副議長	議員
給料・報酬	1,000,000円	774,000円	509,000円	451,000円	423,000円
期末手当	6月期	1.675月分			
	12月期	1.675月分			
退職手当	市長	給料月額×在職月数×48/100			
	副市長	給料月額×在職月数×30/100			

12月3日～9日は「障害者週間」

なくそう！障がい者虐待

社会福祉課 ☎ (88) 8112

障がい者虐待は、障がい者の尊厳を傷つけ、本人の自立を妨げる行為です。社会全体で身近な問題として考え、障がい者が安心して生活を送れるように、地域で見守りしましょう。

共に支え合う社会へ

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の機会が奪われることのないよう、平成24年

に障害者虐待防止法が施行されました。虐待を発見した人は、市や障がい者虐待防止センターに通報する義務があり、虐待を受けた人は届け出ることができます。

障がい者虐待の種類

身体的虐待 体に外傷を負わせたり、暴行を加えたりすること、または正当な理由なく体を拘束すること
(例) たたく、つねる、殴る、部屋に閉じ込めるなど
性的虐待 わいせつな行為をすること、または、させること
(例) 理由もなく不必要に体に触る、性的行為を強要するなど

心理的虐待 暴言や著しく拒絶的な対応などによって精神的に苦痛を与えること
(例) 怒鳴る、悪口を言う、意図的に恥をかかせるなど

放棄・放任 衰弱させるような著しい減食、長時間の放置など養護を著しく怠ること
(例) 食事を与えない、入浴させない、必要な支援を受けさせないなど

経済的虐待 財産を不当に処分する、不当に財産上の利益を得ること
(例) 同意なしに財産を処分する、必要なお金を渡さないなど

「虐待かも」と思ったら

初心者のための手話コーナー
●つながるコミュニケーション④

兄

中指を立てて上へ上げる。

姉

小指を立てて上へ上げる。

(一社) 福島県聴覚障害者協会
「ろう者との対話のために」より

12月3日～9日は「障害者週間」

障害のある人とない人がお互いに尊重し
支え合う「共生社会」の実現を目指して

内閣府

障がい者本人は虐待されている認識がなかったり、しつこく指導というかたちで虐待を受けていたりすることもあります。虐待かどうかは通報を受けた機関で判断しますので、虐待されているかもしれないという疑いを持ったなら、早目に連絡してください。
相談・通報先 障がい者虐待防止センター(すかがわ地方基幹相談支援センター)
 ☎(94)7094

障がい者虐待に関する通報の受け付けや相談を行っています。秘密は守られますので、悩んだり我慢したりしないでご相談ください。

原子力災害に関する情報 詳しい測定結果は、市ホームページをご覧ください。

● 農産物などの放射性物質濃度の測定結果(8月分) (単位: 件)

品目	測定値(セシウム)			計
	検出せず	100Bq/kg以下	100Bq/kg超	
野菜	386	0	0	386
果樹類	307	0	0	307
穀類	9	0	0	9
きのこ	0	0	0	0
山菜	0	0	0	0
その他	4	0	0	4
計	706	0	0	706

※100Bq/kg 超の農産物は流通していません。 ☎農政課 ☎ (88) 9139

● 各地区の放射線簡易測定結果(10月1日～12日に測定) (値: マイクロシーベルト/時)

地区	測定箇所	最小値	最大値	平均値
須賀川	60	0.06	0.12	0.08
浜田	9	0.06	0.11	0.08
西袋	63	0.05	0.17	0.09
稲田	14	0.08	0.11	0.10
小塩江	25	0.06	0.11	0.08
仁井田	36	0.06	0.13	0.10
大東	31	0.06	0.13	0.08
長沼	48	0.06	0.19	0.12
岩瀬	51	0.07	0.18	0.12

☎環境課 ☎ (88) 9130